

7月9日(月)から

外国人住民の方の登録制度が変わります！



외국인 등록
제도가 바뀝니다

Sistema de
registro de
estrangeiro vai
mudar



(現行制度)

外国人登録者
『外国人登録証明書』交付
・行政サービスの提供
・外国人登録原票記載事項
証明書の交付

※短期滞在・在留資格なし
(3か月以下の在留期間)
・行政サービスの提供
・外国人登録原票記載事項
証明書の交付

外国人住民の方の利便性の向上や市区町村などの行政の合理化を図るため『出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律』が公布され、新しい『在留管理制度』が2012年(平成24年)7月9日(月)からスタートします。これに伴い『外国人登録法』が廃止となり、併せて『住民基本台帳法の一部を改正する法律』も施行され、外国人住民の方の登録方法がこれまでの『外国人登録制度』から『住民基本台帳制度』に変わります。



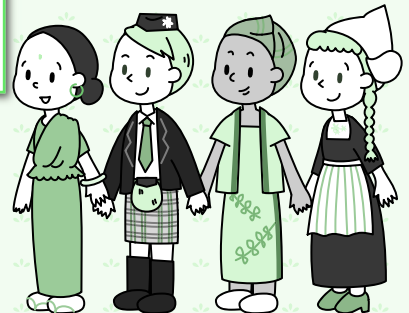
外国人登記制度
将改变

Registration
system for
foreign residents
will change

(法施行後)

中長期在留者等
『在留カード』交付
特別永住者
『特別永住者証明書』交付
・行政サービスの提供
・住民票の写しの交付

住民基本台帳に
移行されません



問／総合窓口課 内2616 ☎463-2605
(SOUGOUNADOGUCHIKA)

主な変更点

ポイント 1

対象となる外国人住民の方の住民票が作成されます

Provincial resident record will be issued for eligible foreign residents for this new system

住民票記載の対象となる外国人住民の方

- ①日本に中長期間在留する方(中長期在留者)
 - ・在留資格のない方や短期滞在者などを除き、適法に3か月を超えて在留する外国人で住所を有する方
- ②特別永住者の方
- ③一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ④出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
 - ・日本で出生または日本国籍を失ったことにより日本に滞在することになった外国人の方で当該事由が発生してから60日に限り、在留資格を有することなく在留することができます。

※新しい制度の対象となる外国人の方は、日本人と同様に住民票が作成され、『住民票の写し』の交付が受けられるようになります。また、日本人と外国人の住民票が世帯ごとに編成されるため、同一世帯の方であれば一緒に記載された住民票の写しが発行されます。

※外国人登録制度の廃止により、これまでの『外国人登録原票記載事項証明書』は発行されなくなります。

ポイント 2

『在留カード』または『特別永住者証明書』が交付されます

Either "resident card" or "special permanent resident certificate" will be issued

外国人登録制度の廃止に伴い、これまで交付されていた『外国人登録証明書』に替わって、中長期在留者の方には『在留カード』が、特別永住者の方には『特別永住者証明書』が交付されます。

(1) 在留カード

- ①中長期在留者に対し、空海港または地方入国管理局の窓口で交付します。
 - ・上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新、氏名・国籍等の変更などの在留に係る許可に伴い交付されます。
- ②外国人登録証明書に比べて記載事項が減少します。
 - ※世帯主、出生地、旅券番号、通称名等は記載されません。

- ③記載される氏名は、原則としてパスポートと同じローマ字の氏名となります。
- ・外国人登録証明書の氏名が漢字で記載されている中国や韓国の方などは、ローマ字の氏名に漢字氏名を併記することができますが、併記される漢字は日本の漢字になります。
- ④外国人登録証明書と同様に常時携帯義務があります。

(2) 特別永住者証明書

- ①交付される場所は、従来通り市区町村の窓口です。
- ②外国人登録証明書に比べて記載事項が減少します。
- ※世帯主、出生地、旅券番号、通称名等は記載されません。
- ③記載される氏名は、原則としてパスポートと同じローマ字の氏名となります。
- ・漢字氏名を併記することはできませんが、併記される漢字は日本の漢字になります。
 - ・パスポートをお持ちでない方など、ローマ字の氏名が判明しない方は、今までどおりの記載となります。
- ④住所変更などの手続きの際の提示
- ・特別永住者証明書は、外国人登録証明書のような常時携帯義務はありませんが、住所変更などの手続きの際は提示していただくことになります。

- (3) 現在お持ちの外国人登録証明書は、新しい制度の施行後も次の表のとおり一定期間は『在留カード』または「特別永住者証明書」とみなされますので在留カード・特別永住者証明書が交付されるまでは使用できます。

【現在の外国人登録証明書がみなし在留カードとして使える期間】

(2012年（平成24年）7月9日(月)時点における在留資格・年齢)

①永住者

16歳以上	2015年（平成27年）7月8日(水)まで
16歳未満	2015年（平成27年）7月8日(水)または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

③ ①②以外の在留資格

16歳以上	在留期間の満了日
16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

②特定活動

(特定研究活動等により『5年』の在留期間が付与されている方に限る)

16歳以上	在留期間の満了日または2015年（平成27年）7月8日(水)のいずれか早い日まで
16歳未満	在留期間の満了日、2015年（平成27年）7月8日(水)または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

【現在の外国人登録証明書がみなし特別永住者証明書として使える期間】

(2012年（平成24年）7月9日(月)時点における年齢)

16歳以上	2015年（平成27年）7月8日(水)または外国人登録証明書の次回切り替え日のどちらか遅い方の日まで（最低3年）
16歳未満	16歳の誕生日まで

ポイント 3 朝霞市からほかの市区町村に引っ越すときは、日本人と同様に住所異動の手続きが必要となります

When moving to other cities from Asaka, you are required to submit a notification of your change of adress to both city offices

(1) 転出の手続きの流れ

①朝霞市に転出届を提出して『転出証明書』の交付を受けます。



②転入先（引越先）の市区町村の窓口で引っ越し後14日以内に住所異動する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書（切り替え前の場合は外国人登録証明書）と交付された転出証明書を持参して、転入の手続きを行います。

(2) 新たに来日された方の届出

①住居地を定めてから14日以内に入国の際に交付された在留カードを持参のうえ、住居地の市区町村の窓口でその住居地の登録の届け出を行います。



②入国の際に在留カードが交付されない代わりに旅券に『在留カードを後日交付する』旨の記載がある方は、当該旅券を持参のうえ、左記と同様に届け出を行います。

ポイント 4 登録原票に係る情報の請求先が変わります

外国人登録制度の廃止に伴い、これまで市区町村で保管していた外国人登録原票はすべて法務省に送られて保管されます。このため、新しい制度開始後に居住地の履歴、氏名・国籍の変更履歴など、外国人登録原票に記載されていた過去の内容に関する証明等が必要な場合には、本人から法務省に直接請求することになります。

When in need of certification of your past record, you are asked to apply to the Ministry of Justice by yourself

ポイント 5 外国人住民の方の届出の負担が軽減されます

新しい制度が開始されると入国管理局で在留資格の変更や在留期間の更新等の手続きを行った後の市区町村の窓口への届出の必要はなくなり、市区町村の窓口への届出は、住所変更の場合のみになります。

※特別永住者の方の各種届出場所は、新しい制度の開始後も変更はありません。住所の変更および特別永住者証明書の更新などの届出・手続きは、これまでと同様に市区町村の窓口で行います。

Your duty of notification to the city office such as changes your period of stay will be reduced

在留資格が『短期滞在』や在留資格のない方へのお知らせ

Notice for people who has temporary visitor status and no resident status

- ・在留資格が『短期滞在』や在留資格のない方は、住民基本台帳に登録されないため、住民票の写しの交付を受けたり印鑑登録をしたりすることができなくなります。現在、印鑑登録をしている場合は、新しい制度の開始と同時に抹消されます。
- ・在留資格が『短期滞在』の方で、在留資格の変更許可を入国管理局で受けている場合は、旅券と外国人登録証明書を持参のうえ、2012年（平成24年）7月6日（金）までに朝霞市役所総合窓口課へ申請してください。市役所への申請がないと、新しい制度開始後に住民基本台帳に登録されないため、行政サービスを受けることができません。

新しい制度の対象となる方に『仮住民票』を送ります

Sending provisional certificate of residence to people who will be eligible to the new system

- ・外国人の方を住民基本台帳に登録するため、現在の外国人登録原票の情報を基に新しい制度の対象者の仮住民票を作成し、2012年（平成24年）5月ごろにご本人（世帯主あて）に郵送します。
- ・仮住民票に記載された内容で2012年（平成24年）7月9日（月）に世帯ごとの住民票を作成しますので、仮住民票がお手元に届きましたら、必ず記載内容の確認をお願いします。
- ・実際は新しい住所に引っ越しをしても市区町村の窓口へ届出をしていない方は住所が確認できないため、住民票が作成されない場合があります。
- ・入国管理局や市区町村の窓口への手続きを忘れて在留期間の更新や在留資格の変更が行われていない方は、正確な住民票を作成することができないため、お早めに所定の手続きをお願いします。

【新しい制度に関するご質問・問い合わせ】

（外国語対応あり）

新しい在留管理制度、在留カード・特別永住者証明書などについて

外国人入国総合インフォメーションセンター

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

☎0570-013904

I P 電話・PHS・海外からの場合

☎03-5796-7112

東京入国管理局

受付時間：平日 午前9時～午後4時 ☎03-5796-7111

東京入国管理局さいたま出張所

受付時間：平日 午前9時～午後4時 ☎048-851-9671

【ホームページ等へのアクセス】

新しい在留管理制度について（法務省入国管理局）

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/

特別永住者の制度について（法務省入国管理局）

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/

外国人住民の住民基本台帳制度について（総務省）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

政府インターネットテレビ（新しい在留管理制度に関する動画掲載）

http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg_5934.html